

## AMED 知的財産ポリシー

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）は、医療分野の研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化に向け、知的財産に関して以下のような取り扱いとすることを基本方針とする。

### 1. 研究開発の戦略的な企画・推進のための知的財産の利活用

- ・プロジェクトの企画・推進時に、先行する研究開発や知的財産の情報を収集・分析し、戦略的かつ実効性の高い研究開発事業を企画する。
- ・各事業部課それぞれの成果を集約し、知的財産を縦糸・横糸として成果のシナジー的展開及び融合を図り、研究成果の価値最大化を目指す。

### 2. 研究開発プロジェクトの知的財産マネジメントとその体制の最適化

- ・プロジェクト単位で、研究開発成果を事業化につなげるための知的財産の取り扱い（創出・維持・活用策等）を示し、知的財産マネジメントとその体制の最適化を図るための支援を初期段階から実施する。
- ・研究開発活動の活性化と成果の効率的な活用促進に向けて、委託研究開発プロジェクトは、日本版バイ・ドール規定の適用（AMED は知的財産権を受託者から譲り受けない）を原則としつつも、成果が最大限に活用されるような取り組みを機動的に行う。
- ・プロジェクトごとの知的財産権の利活用状況を調査・レビューし、採択時及び終了時における知的財産の取り組みを評価に積極的に組み込む。

### 3. 研究開発成果の最大化のための知的財産グローバル戦略の策定・支援

- ・効果的な研究開発戦略を進めるための的確な知的財産の保護、調達（外部からの獲得等）及び活用等のグローバル戦略の策定を推進するとともに、必要な支援を行う。
- ・各国の法制度にも留意し、公開・秘匿の使い分けや、権利行使も想定した実効性のある知的財産網の構築を推進するとともに、必要な支援を行う。

### 4. 関係人材の知的財産意識の啓発・向上

- ・医療分野の研究開発における知的財産の重要性を認識し、研究開発業務に関係するあらゆる人材に対して知財意識の啓発及び向上を図る。
- ・知財意識の啓発及び向上のために、各種情報提供や研修・セミナーの開催、教材の開発等の支援を行う。

\*このポリシーにおける「知的財産」とは、発明・考案のみならず、意匠、商標、著作物やノウハウ等を含めたあらゆる知的財産をいう。